**改正石綿障害予防規則に係る自主点検**

**別添１**

※自主点検実施後、八王子労働基準監督署あて別添２「回答票」のみ返送してください。

※店社(建設工事に係る請負契約を締結している本社、支店等の組織)単位でお答えください。

**Q1：(1)建築物・(2)工作物※・(3)鋼製の船舶について解体又は改修の作業や工事を請け負うことはありますか。**

(1)～(3)をそれぞれ回答ください。（建築物のリフォーム、船や各種設備の定期修理を含みます。また、今後請け負う予定がある場合も含みます）

(1)～(3)に「有」が１つでもついた場合にはQ2以下も回答ください。

全て「無」の場合は、Q2以下は回答不要です。回答票をFAXしてください

※工作物とは、土地や建物に設置するもの（されていた）ものであり、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント、ボイラー、非常用発電設備、反応層、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等があります。

**Q2：建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修の作業や工事を行う前に、当該建築物・工作物・鋼製の船舶に対して、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行っていますか。**（複数回答可）

**Q3**：令和５年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事については、石綿の事前調査は一定の資格（建築物石綿含有建材調査者など）を持った者が行う必要があります。

**Q3-1:建築物の石綿の事前調査を行う者に資格要件が必要となることについて知っていましたか。**

（Q3-1で「知っている」「知らなかった」を選択した場合のみQ3-2を回答してください）

**Q3-2:建築物石綿含有建材調査者の資格を労働者に取得させる（又は事業者自ら取得する）予定**

**はありますか。**

**Q3-3:取得済又は取得を予定する資格は何ですか。**（複数回答可）

**Q4：石綿の事前調査結果について、現場への備え付けや掲示を行っていますか。**（複数回答可）

①解体部分ののべ床面積が80m2（80平方米）以上となる建築物の解体工事

②請負金額100万円（税込）以上の建築物の改修工事

③請負金額100万円（税込）以上の特定の工作物（※）の解体・改修工事

**Q5:**

**上記①～③のいずれかに該当する場合は、令和4年4月1日以降、石綿の有無にかかわらず、事前**

**調査結果を全件労働基準監督署に元請事業者が報告しなければならないことを知っていましたか。**※特定の工作物については同封のリーフレット参照

**Q6: 建築物・工作物・鋼製の船舶について、解体又は改修を行う部分に石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した場合、石綿障害予防規則に基づく措置を行っていますか。**

**Q7：石綿が含まれる建築物・工作物・鋼製の船舶の解体又は改修を行う際には、写真や動画により作業の状況を記録し、３年間保存する必要があります。当該規定について知っていますか。**

**別添２**

**提出先：八王子労働基準監督署**（安全衛生課）あて　**FAX:042-646-1524**

**回答票　　【管理番号：1315-\*\*\*】**

|  |  |
| --- | --- |
| **店社名（法人名・支店名）** |  |
| **電 話 番 号（担当者氏名）** |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**以下（Q1～Q7）、該当する項目に○を付けてください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)建築物 | 有 |  | 無 |  |
| (2)工作物　※ | 有 |  | 無 |  |
| (3)鋼製の船舶 | 有 |  | 無 |  |

Q1

上記(1)～(3)に「有」が1つでもついた場合はQ2以下も回答してください。

全て「無」の場合はQ2以下の回答は不要です。このままFAX回答をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| (1)自社で調査を行っている |  |
| (2)外注により調査を行っている |  |
| (3)発注者や所有者に石綿の有無を確認している |  |
| (4)石綿の事前調査は行っていない |  |
| (5)上記(1)～(3)に一つでも○がついた場合、調査結果を3年以上保存(保存する予定)している |  |

Q2

|  |  |
| --- | --- |
| (1)知っている |  |
| (2)知らなかった |  |
| (3)建築物の解体・改修(リフォーム含む)を行う予定はない |  |

Q3

Q3-1

|  |  |
| --- | --- |
| (1)既に取得している |  |
| (2)今後取得する予定（概ね令和4年10月までに） |  |
| (3)今後取得する予定（概ね令和5年10月1日までに） |  |
| (4)外注により対応するため取得を予定していない |  |
| (5)外注による対応はしないが取得を予定していない |  |

Q3-2

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)特定建築物石綿含有建材調査者 | 取得 |  | 予定 |  |
| (2)一般建築物石綿含有建材調査者 | 取得 |  | 予定 |  |
| (3)一戸建て建築物石綿含有建材調査者 | 取得 |  | 予定 |  |
| (4)アスベスト調査診断協会への登録 | 取得 |  | 予定 |  |
| (5)その他 |  |

Q3-3

　　　　　　上記で(1)～(3)を

　　　　　　回答した場合

　　　　　　取得(予定)する

　　　　　　資格は何ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| (1)作業者が見やすい箇所に事前調査結果の概要を掲示している |  |
| (2)事前調査結果の記録の写しを現場に備え付けている |  |
| (3)周辺住民への事前調査結果の周知のための掲示を行っている |  |
| (4)事前調査結果の掲示や現場への備え付けは行っていない |  |

Q4

|  |  |
| --- | --- |
| (1)知っている |  |
| (2)知らなかった |  |
| (3)該当する工事を行うことはない　又は、元請になることはない |  |
| (4)報告を行う予定はない |  |

Q5

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)吹付材・保温材等の除去を行う際の負圧隔離 | 有 |  | 無 |  |
| (2)建材の湿潤化 | 有 |  | 無 |  |
| (3)作業者の呼吸用保護具の着用 | 有 |  | 無 |  |
| (4)石綿作業主任者の選任 | 有 |  | 無 |  |

Q6

|  |  |
| --- | --- |
| (1)知っている |  |
| (2)知らなかった |  |
| (3)写真や動画による記録を行う予定はない |  |

Q7